



# 埼玉県報

第173号  
令和3年(2021年)  
1月12日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）
- 第49期埼玉県労働委員会委員候補者の推薦（雇用労働課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

# 告 示

## 埼玉県告示第四十四号

埼玉県議会令和三年一月臨時会において議決された令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第十二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,200,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,368,533,176千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		483,292,246	58,200,200	541,492,446
	2 国庫補助金	361,171,294	58,200,200	419,371,494
歳入	合計	2,310,332,976	58,200,200	2,368,533,176

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		64,889,300	58,200,200	123,089,500
	1 商工業費	64,060,296	58,200,200	122,260,496
歳出	合計	2,310,332,976	58,200,200	2,368,533,176

## 告 示

### 埼玉県告示第四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久四千四百七十二番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

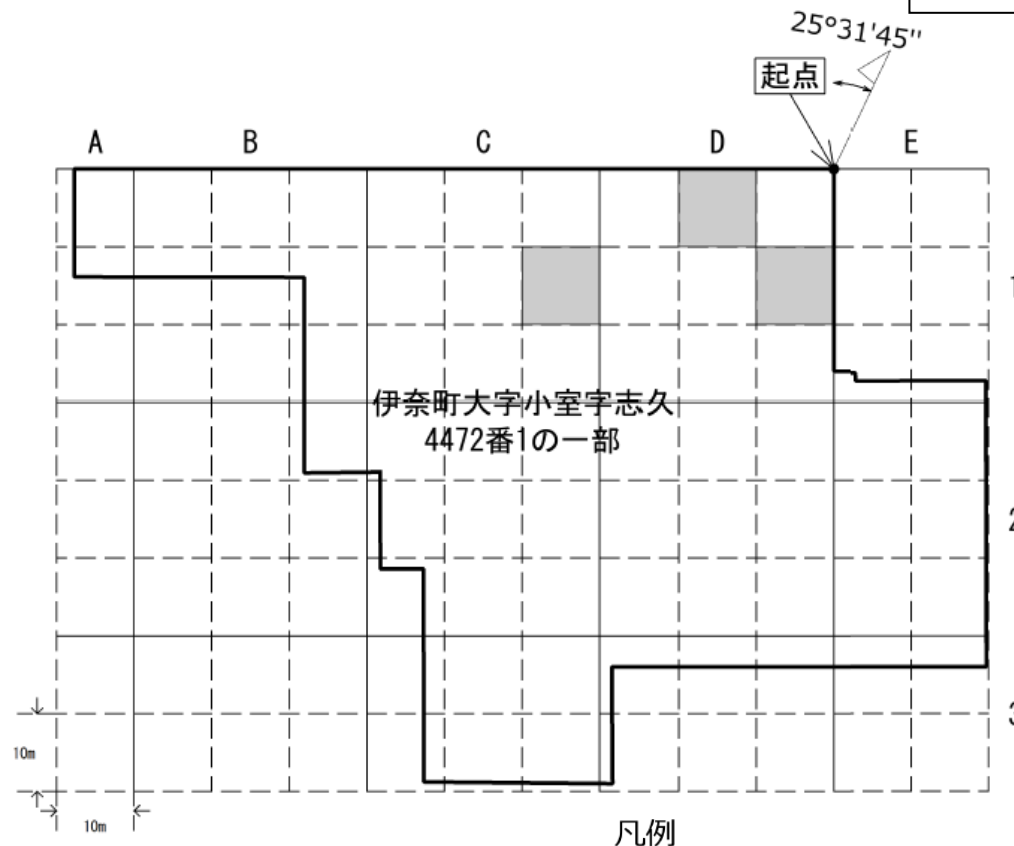
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**起点**  
 起点は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4472番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。

【格子の回転角度（25度31分45秒）】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図



- 凡例
- 形質変更所要届出区域に指定する区画
  - 調査対象地
  - 30m格子
  - 10m格子
  - 筆境界

## 告 示

### 埼玉県告示第四十六号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第四十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、  
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

#### 二 講習日程及び講習会場

令和三年四月二十日から四月二十七日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

#### 三 受講料

一万六千円



## 告 示

### 埼玉県告示第四十八号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、  
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

#### 二 講習日程及び講習会場

令和三年四月二十日から四月二十七日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

#### 三 受講料

一万六千円

## 告 示

### 埼玉県告示第四十九号

第四十八期埼玉県労働委員会委員の任期が令和三年四月二十三日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり次期労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 推薦資格

イ 労働者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県内の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

ロ 使用者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

#### 二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

#### 三 推薦手続

イ 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

ロ 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書及び略歴書を提出すること。

#### 四 推薦期間

令和三年一月十二日（火）から同年二月十九日（金）まで

#### 五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部雇用労働課

# 告 示

## 埼玉県告示第五十号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五十一号

戸田市から戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五十二号

戸田市から戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五十三号

戸田市から戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕